

4 憲法調査会審議経過

【 憲 法 調 査 会 】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための機関として平成12年1月20日（木）に設置された。なお、その調査期間は議院運営委員会理事会における申し合わせによって、おおむね5年程度を目途とすることとされている。

調査に当たっては、常に国民とともに議論し、過去と現在を踏まえた上で将来を見通した論議を行うことを基本方針とし、第150回国会も引き続き、国民の各界各層から意見を聴取して論点を絞るとともに、国民の間に議論を喚起し、認識を深めてもらうことを目指している。

今国会においては平成12年11月15日（水）に日本国憲法について、言論界から評論家・秀明大学教授の西部邁氏及び評論家佐高信氏を参考人として招き、それぞれから意見を聴取した後、質疑を行った。続いて11月27日（月）に文明論・歴史論等も含めた広い視野から21世紀に向けた「この国のかたち」をテーマに、碩学として元上智大学教授加藤周一氏及び政治評論家内田健三氏を参考人として招き、それぞれから意見を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

（言論界及び碩学からの意見聴取）

西部参考人は、現憲法は米国から押し付けられたという認識は正しくない、国民が内発的に考えたのではなくGHQから有り難くちょうだいしたもので「押しいただき憲法」というべきものである、これは個人的自由と技術的合理という2つの価値観のみが基本になった国民の性格が明確にされていないアメリカニズム憲法である、歴史的英知こそが法の根本前提であり、天皇の地位の根拠である「日本国民の総意」とは日本の伝統精神と解釈すべき、また第9条を改正する際には国民の国防義務を規定すべき旨発言した。

佐高参考人は、「憲法押し付け論」について、憲法第99条の公務員の憲法尊重擁護義務は憲法の根幹であり権力者を縛る鎖なのである、押し付けと感じられるということは憲法が存在価値を発揮しているということであり、同条は憲法を破りそうな人のブラックリストであるとし、また現行憲法第9条については世界に誇るべき財産である、日本の企業は憲法や民主主義が一度として入ったことがない「憲法番外地」である旨発言した。

加藤参考人は、日本国憲法の平和主義、国民主権、人権尊重は明治憲法との一番大きな違いとして特徴づけられる、日本ほどの軍備放棄を含む徹底した平和主義は他国になく、戦後の世界の動きは戦争を制限する方向が徐々に強まっており、現憲法の平和主義は世界の戦争に対する態度を先取りしている、抑止理論によって平和を維持できるというのは幻想であり、それは戦争反対の言論こそを抑止した旨発言した。

内田参考人は、憲法を不磨の大典と考えるのは思い込みが強すぎる、現在、改憲論が始めているのはごく当然であり、論憲は大いに結構だ、最近の世論調査をみても9条問題

だけが独走するのではなく、意識が豊かになり多様化している、岸内閣の下にできた内閣憲法調査会、中曽根内閣の下の土光臨調、臨時教育審議会等の改革路線を参考にし、戦後50年の歴史をよく点検をした上で、この段階での改革は何であるのか、将来への展望を持った議論をすべき旨発言した。

(2) 調査会経過

○平成12年11月15日（水）（第1回）

- 幹事の補欠選任を行った。
- 会長は会長代理に江田五月君を指名した。
- 日本国憲法について参考人評論家西部邁君及び評論家佐高信君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月27日（月）（第2回）

- 日本国憲法について参考人元上智大学教授加藤周一君及び評論家内田健三君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。